

令和2年2月25日

学生・教職員の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の対応について

日本医療科学大学

学長 新藤博明

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していますが、本学でも「新型コロナウイルス感染症についての相談・目安（2/17 厚労省）」、「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（2/18 文科省）」の通達に則し、2月25日以降、以下の①の場合公欠、②③の場合、出席停止とします。（欠席になりません）これらに該当した場合は、直ちに大学に連絡の上、医療機関の指示のもと自宅休養して下さい。なお、教職員につきましても、同様の措置を取ることとします。

- ① 37.5度以上の発熱、風邪症状がみられる場合
→症状がなくなるまで自宅休養して下さい。
- ② 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、「治癒するまで」となります。
- ③ 同居されているご家族が新型コロナウイルスに感染された場合
直ちに大学に連絡して下さい。新型コロナウイルスに感染されたご家族が治癒するまで学生・教職員ご本人につきましても自宅で経過観察をお願いします。
- ④ 感染リスク回避の為、不要不急の外出（特に不特定多数の人が集まる場所）は、極力控えて下さい。

※以下のいずれかに該当する場合は、帰国者・接触者相談センター（厚労省 HP 参照）にご相談下さい。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

◆帰国者・接触者相談センターから医療機関受診等の指示を受けた場合は、直ちに大学まで連絡をして下さい。

本学では、今後も新しい情報を把握しながら、流行拡大防止に努めていきます。また、状況が変わり次第、速やかにご連絡を致します。

各人においても引き続き、基本的な感染症対策の徹底（手洗い・うがい・咳エチケット・人混みを避けるなど）をよろしくお願い致します。